

報道関係者 各位

令和3年5月21日

【照会先】

足利労働基準監督署

監督課長 浅田 大輝

安全衛生課長 増 渕 孝 志

(電話) 0284-41-1188 (FAX) 0284-41-1190

急増する労働災害の防止に緊急要請を実施します！

～ 労働災害防止団体長会議を開催し、労働災害防止対策の徹底を呼びかけ ～

足利労働基準監督署（署長：菅又 正太郎）は、令和3年5月26日に足利労働基準監督署管内の労働災害防止団体長を対象とした「労働災害防止団体長会議」を開催します。

令和2年の足利労働基準監督署管内における休業4日以上の労働災害は「161名※」となり、対前年比：+19名（増減率：+13.4%）と大幅な増加となりました。

さらに、令和3年に入り増加傾向に歯止めがかからず、令和3年4月末現在で休業4日以上の労働災害が「61名※」と対前年比：+27名（増減率：+79.4%）と極めて憂慮すべき状況となっています。

この状況に歯止めをかけるべく、労働災害防止対策の強化に係る取組等について、各団体に対し緊急要請を行うこととしましたので、是非、当該会議の取材をお願い致します。

※ 職場における新型コロナウイルス感染症に係る労働者死傷病報告件数を含む

◆取組概要（足利労働基準監督署管内 労働災害防止団体長会議）

1 日時等

令和3年5月26日（水曜日）午前10時00分～

足利市民会館 203号室〔所在地：栃木県足利市有楽町837〕

2 出席者 管内労働災害防止団体長（別添、労働災害防止団体名簿参照）

3 会議内容

- ① 管内における労働災害及び労働衛生の現状等
- ② 全国安全週間及び半減運動キャンペーンの取組
- ③ 労働災害の急増に係る緊急要請の実施（要請書交付）
- ④ 各労働災害防止団体の活動状況

注1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、中止となることがあります。

注2）会場へお越しになる際は、マスク着用、手指衛生の徹底をお願いします。また、体調不良等の際は来場をお控え下さいますようお願い致します。

〔添付資料〕

- 令和2年 業種別労働災害発生状況〔確定値〕・・・・・・・・・・（別添1）
- 平成3年 業種別労働災害発生状況〔令和3年4月末現在〕・・・・・・・・（別添2）
- 足利労働基準監督署管内の労働災害の推移及び内訳・・・・・・・・・・（別添3）
- 労働災害防止対策の強化について（団体要請）・・・・・・・・・・（別添4）
- 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
～取組の5つのポイント～を確認しましょう！・・・・・・・・（別添5）

(別 添)

足利監督署管内労働災害防止団体長会議 出席団体名簿

※一部の労働衛生関連団体を除く

	労働災害防止団体名
1	一般社団法人 足利労働基準協会
2	足利プレス工業災害防止協議会
3	足利プラスチック工業災害防止協議会
4	足利鉄工団地労働災害防止協議会
5	足利地区木造建築工事労働災害防止協議会
6	建設業労働災害防止協会栃木県支部 足利分会
7	陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部 足利分会
8	足利地区ゴルフ場安全協議会
9	足利地区労働安全衛生マネジメントシステム研究会

令和2年 業種別労働災害発生状況

(確定値)

別添1

足利労働基準監督署

		令和1年		令和2年		増減数		増減率(%)	構成比(%)
		死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡		
全 産 業 計		142	0	161	0	19	0	13.4	100.0
製 造 業 計		51		58		7		13.7	36.0
	食 料 品 製 造 業	7		15		8		114.3	9.3
	織 維 製 品 製 造 業	1		0		-1		-100.0	0.0
	木 材 木 製 品 製 造 業	0		0				±0	0.0
	家 具 装 備 品 製 造 業	1		3		2		200.0	1.9
	化 学 工 業	6		3		-3		-50.0	1.9
	うちプラスチック製品製造業	6		3		-3		-50.0	1.9
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業	0		0				±0	0.0
	金 属 製 品 製 造 業	9		9		0		±0	5.6
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	8		6		-2		-25.0	3.7
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	1		2		1		100.0	1.2
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	4		9		5		125.0	5.6
	上 記 以 外 の 製 造 業	14		11		-3		-21.4	6.8
土 石 採 取 業		0		0				±0	0.0
建 設 業 計		18		13		-5		-27.8	8.1
	土 木 工 事 業	3		2		-1		-33.3	1.2
	建 築 工 事 業	14		7		-7		-50.0	4.3
	うち木造建築工事関連事業	5		4		-1		-20.0	2.5
	そ の 他 の 建 設 業	1		4		3		300.0	2.5
交 通 運 輸 業 計		0		0				±0	0.0
道路貨物運送・貨物取扱い業計		23		15		-8		-34.8	9.3
林 業		0		1		1		+∞	0.6
農 業 ・ 畜 産 業 ・ 水 産 業		4		0		-4		-100.0	0.0
第 三 次 産 業 計		46		74		28		60.9	46.0
	小 売 業	9		15		6		66.7	9.3
	社 会 福 祉 施 設	14		27		13		92.9	16.8
	飲 食 店	3		2		-1		-33.3	1.2

(注) 1.本表は、労働者死傷病報告に基づく休業4日以上労働災害件数を集計したもの。
2.死亡件数は内数である。

令和2年 第三次産業の労働災害発生状況

(確定値)

足利労働基準監督署

		令和1年		令和2年		増減数		増減率(%)	構成比(%)
		死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡		
商 業		15		19		4		26.7	25.7
	各 種 商 品 小 売			3		3		+∞	4.1
	新 聞 販 売	3		1		-2		-66.7	1.4
金 融 広 告 業		2		1		-1		-50.0	1.4
	金 融 業	2				-2		-100.0	0.0
	広 告 ・ あ っ せ ん			1		1		+∞	1.4
映 画 演 劇 業						0		±0	0.0
通 信 業		2		4		2		100.0	5.4
教 育 研 究 業				3		3		+∞	4.1
保 健 衛 生 業		15		30		15		100.0	40.5
	医 療 保 健 業	1		3		2		200.0	4.1
	社 会 福 祉 施 設	14		27		13		92.9	36.5
接 客 娛 楽 業		7		7		0		±0	9.5
	ゴ ル フ 場	2		1		-1		-50.0	1.4
	旅 館 業	1		3		2		200.0	4.1
清 掃 ・ と 畜 業		4		3		-1		-25.0	4.1
	ビ ル 清 掃					0		±0	0.0
そ の 他 の 事 業		1		7		6		600.0	9.5
	警 備 業			2		2		+∞	2.7
合 計		46		74		28		60.9	100.0

(注) 1.本表は、労働者死傷病報告に基づく休業4日以上労働災害件数を集計したもの。
2.死亡件数は内数である。

令和3年 業種別労働災害発生状況

(令和3年4月末現在)

別添2

足利労働基準監督署

		令和2年		令和3年		増減数		増減率(%)	構成比(%)
		死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡		
全 産 業 計		34	0	61	0	27		79.4	100.0
製 造 業 計		17		17		0		±0	27.9
	食 料 品 製 造 業	2		4		2		100.0	6.6
	織 維 製 品 製 造 業	0		3		3		＋∞	4.9
	木 材 木 製 品 製 造 業	0		0				±0	0.0
	家 具 装 備 品 製 造 業	1		0		-1		-100.0	0.0
	化 学 工 業	0		3		3		＋∞	4.9
	うちプラスチック製品製造業	0		2		2		＋∞	3.3
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業	0		0				±0	0.0
	金 属 製 品 製 造 業	4		3		-1		-25.0	4.9
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	1		1		0		±0	1.6
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	2		1		-1		-50.0	1.6
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	3		1		-2		-66.7	1.6
	上 記 以 外 の 製 造 業	4		1		-3		-75.0	1.6
土 石 採 取 業		0		0				±0	0.0
建 設 業 計		0		4		4		＋∞	6.6
	土 木 工 事 業	0		0				±0	0.0
	建 築 工 事 業	0		2		2		＋∞	3.3
	うち木造建築工事関連事業	0		0				±0	0.0
	そ の 他 の 建 設 業	0		2		2		＋∞	3.3
交 通 運 輸 業 計		0		0				±0	0.0
道路貨物運送・貨物取扱い業計		3		4		1		33.3	6.6
林 業		0		0				±0	0.0
農 業 ・ 畜 産 業 ・ 水 産 業		0		1		1		＋∞	1.6
第 三 次 産 業 計		14		35		21		150.0	57.4
	小 売 業	4		3		-1		-25.0	4.9
	社 会 福 祉 施 設	3		25		22		733.3	41.0
	飲 食 店	0		2		2		＋∞	3.3

(注) 1.本表は、労働者死傷病報告に基づく休業4日以上の労働災害件数を集計したもの。
2.死亡件数は内数である。

令和3年 第三次産業の労働災害発生状況

(令和3年4月末現在)

足利労働基準監督署

		令和2年		令和3年		増減数		増減率(%)	構成比(%)
		死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡		
商 業		5		4		-1		-20.0	11.4
	各 種 商 品 小 売	1				-1		-100.0	0.0
	新 聞 販 売	1				-1		-100.0	0.0
金 融 広 告 業		1				-1		-100.0	0.0
	金 融 業					0		±0	0.0
	広 告 ・ あ っ せ ん	1				-1		-100.0	0.0
映 画 演 劇 業						0		±0	0.0
通 信 業		1		1		0		±0	2.9
教 育 研 究 業						0		±0	0.0
保 健 衛 生 業		3		27		24		800.0	77.1
	医 療 保 健 業			2		2		+∞	5.7
	社 会 福 祉 施 設	3		25		22		733.3	71.4
接 客 娛 楽 業		1		2		1		100.0	5.7
	ゴ ル フ 場					0		±0	0.0
	旅 館 業	1				-1		-100.0	0.0
清 掃 ・ と 畜 業		2				-2		-100.0	0.0
	ビ ル 清 掃					0		±0	0.0
そ の 他 の 事 業		1		1		0		±0	2.9
	警 備 業	1		1		0		±0	2.9
合 計		14		35		21		150.0	100.0

(注) 1.本表は、労働者死傷病報告に基づく休業4日以上労働災害件数を集計したもの。
2.死亡件数は内数である。

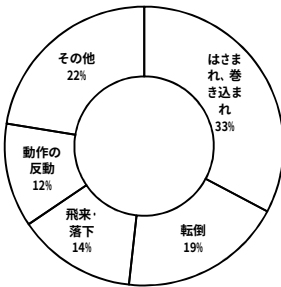
令和2年 足利監督署管内の労働災害の内訳 〔全産業〕

[確定値]

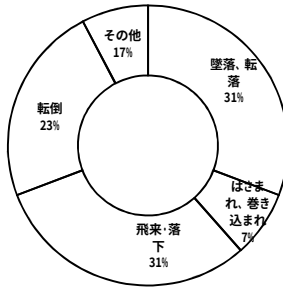
別添3

業種別事故の型別労働災害発生状況

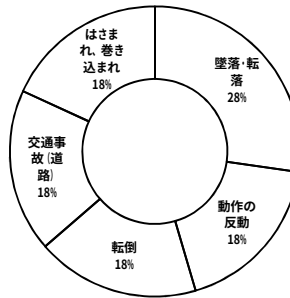
製造業



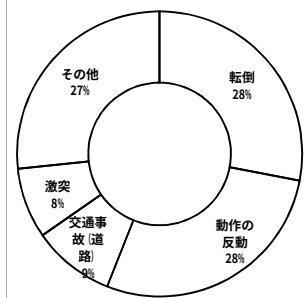
建設業



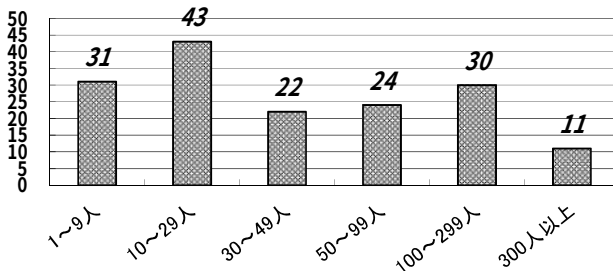
運送業



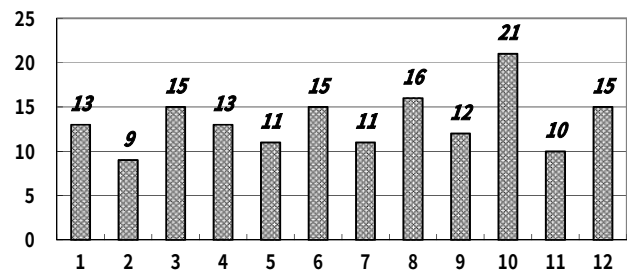
その他の事業



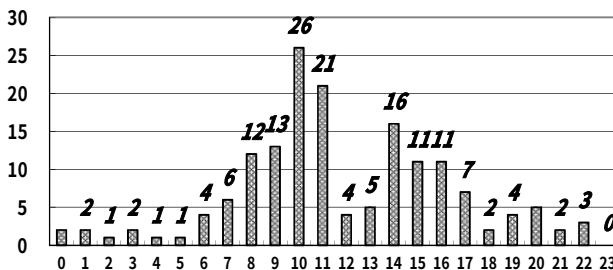
規模別



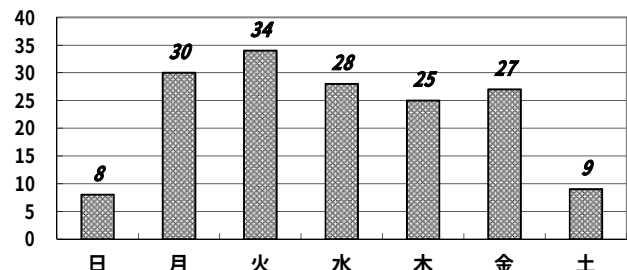
月別



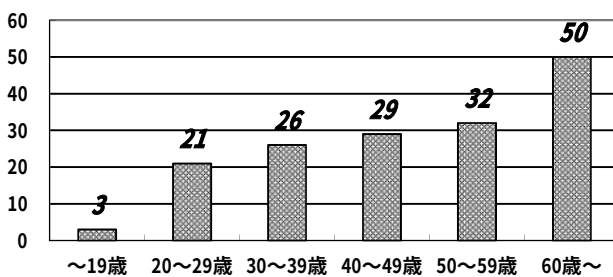
時間別



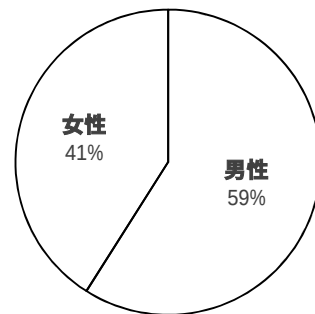
曜日別



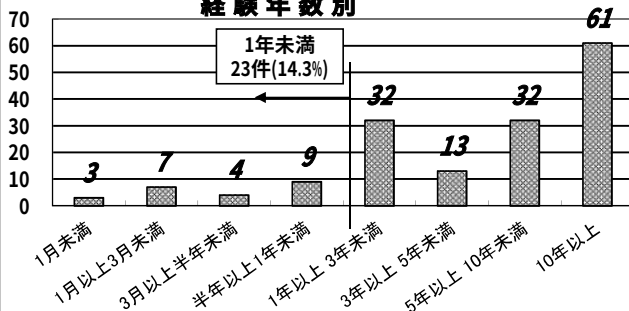
年齢別



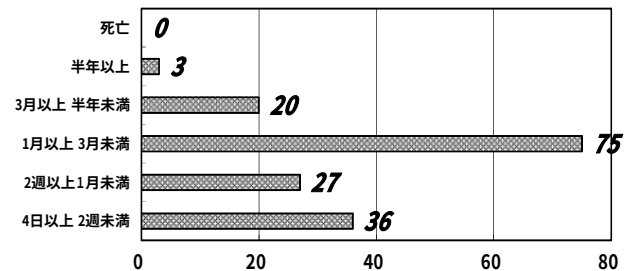
男女別



経験年数別



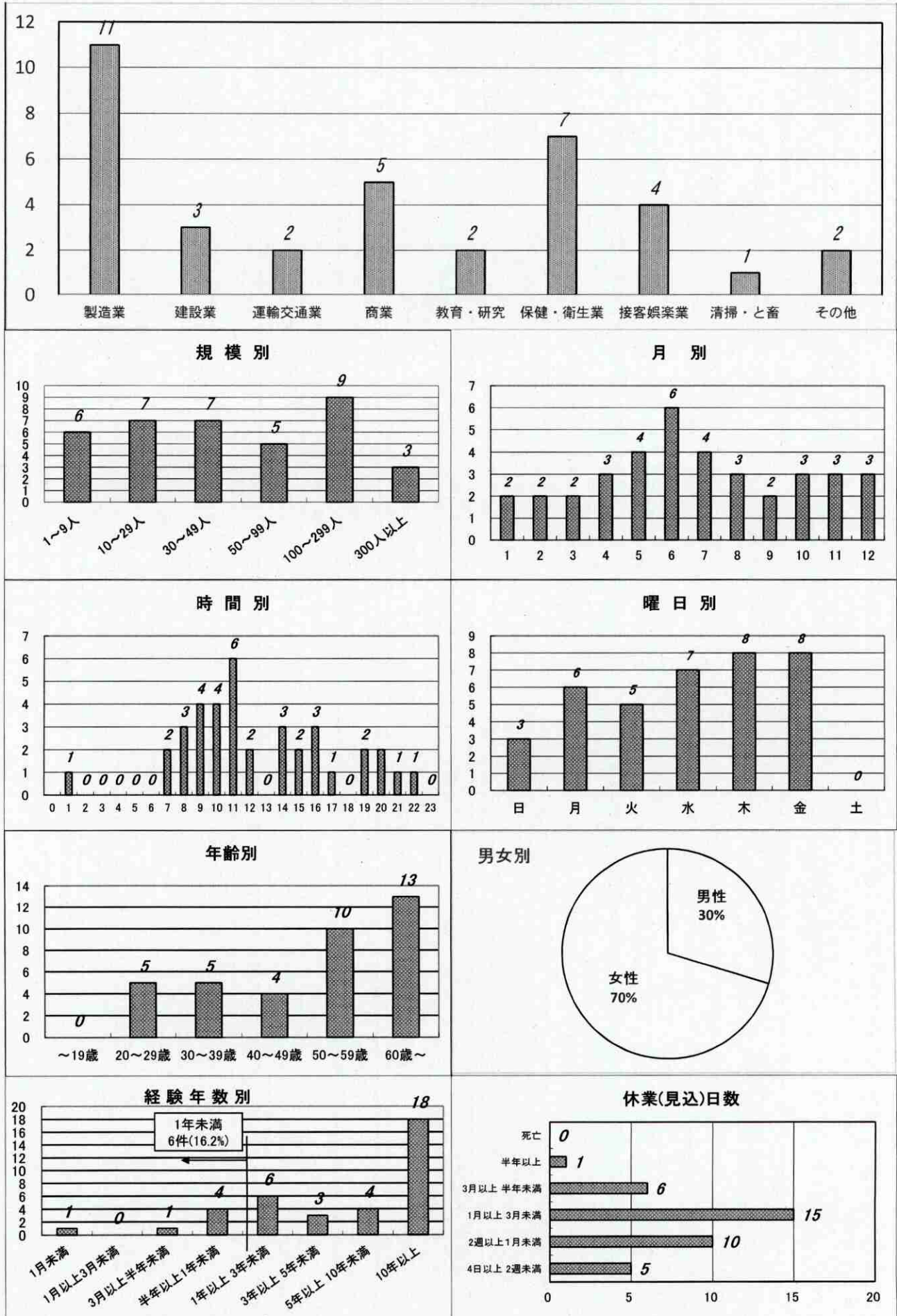
休業(見込)日数



※ 集計した値は、労働者死傷病報告により報告された休業4日以上の災害である。

令和2年 足利監督署管内の労働災害の内訳(転倒災害)
【 全 産 業 】

【確定値】



※ 集計した値は、労働者死傷病報告により報告された休業4日以上の災害である。

令和2年 事故の型別・起因物別労働災害発生状況(全産業:確定値)

足利労働基準監督署

	原動機	動力伝導機構	木工機械	建設用機械	車両系木材伐出	一般動力機械	金属加工用機械	クレーン等	動力運搬機	乗物	压力容器	化学設備	溶接装置	炉	電気設備	人力機械工具	用具	他の装置設備	仮設物建築物	危険物有害物	材料	荷	自然環境	他の起因物	起因物なし	分類不能	合計	構成比(%)
墜落・転落						1			4								6	6									17	10.6%
転倒								1								4	2	2	25		2		1				37	23.0%
激突																	2	1	3				2				8	5.0%
飛来・落下							1		3							2	1				4	2					13	8.1%
崩壊・倒壊																2					1						3	1.9%
激突され						1			2							1						1				5	3.1%	
挟まれ巻き込まれ				1	1	4	5		4	1						4	1				5	1				27	16.8%	
切れ・こすれ						1											1						1			3	1.9%	
踏み抜き																										0	0.0%	
おぼれ																										0	0.0%	
高温・低温							1																2			3	1.9%	
有害物																				1						1	0.6%	
感電																										0	0.0%	
爆発																										0	0.0%	
破裂																										0	0.0%	
火災																										0	0.0%	
交通事故(道路)									1	9																10	6.2%	
交通事故(他)																										0	0.0%	
動作反動										2						2	1		4		2	6	8	6		31	19.3%	
その他の																							1	2		3	1.9%	
分類不能																										0	0.0%	
合計	0	0	0	1	1	7	7	1	14	12	0	0	0	0	0	15	14	3	38	1	14	10	15	2	6	0	161	
構成比(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.6%	4.3%	4.3%	0.6%	8.7%	7.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.3%	8.7%	1.9%	23.6%	0.6%	8.7%	6.2%	9.3%	1.2%	3.7%	0.0%		100.0%

令和2年 事故の型別・起因物別労働災害発生状況(社会福祉施設:確定値)

足利労働基準監督署

	原動機	動力伝導機構	木工機械	建設用機械	一般動力機械	金属加工用機械	クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉窯等	電気設備	人力機械工具	用器具	他の装置設備	仮設物建築物	危険物有害物	材料	荷	自然環境	他の起因物	起因物なし	分類不能	合計	構成比（％）
墜落・転落																		1								1	3.7%
転倒															1			3								4	14.8%
突出																2	1					1				4	14.8%
飛来・落下																										0	0.0%
崩壊・倒壊																										0	0.0%
激突され																										0	0.0%
挟まれ巻き込まれ									1							1										2	7.4%
切れ・こすれ																										0	0.0%
踏み抜き																										0	0.0%
おぼれ																										0	0.0%
高温・低温																										0	0.0%
有害物																										0	0.0%
感電																										0	0.0%
爆発																										0	0.0%
破裂																										0	0.0%
火災																										0	0.0%
交通事故（道路）									1																	1	3.7%
交通事故（他）																										0	0.0%
動作反動															1							8	3			12	44.4%
その他																						1	2			3	11.1%
分類不能																										0	0.0%
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	3	1	4	0	0	0	10	2	3	0	27	
構成比（％）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.4%	11.1%	3.7%	14.8%	0.0%	0.0%	0.0%	37.0%	7.4%	11.1%	0.0%		100.0%

年齢別・事故の型別労働災害発生状況（令和２年確定値：社会福祉施設）

足利労働基準監督署

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	総計	構成比
その他		2			1		3	11.1%
はさまれ、巻き込まれ	1				1		2	7.4%
激突		1		2	1		4	14.8%
交通事故（道路）					1		1	3.7%
墜落、転落					1		1	3.7%
転倒				1	3		4	14.8%
動作の反動、無理な動作	4	2	2	1	2	1	12	44.4%
総計	5	5	2	4	10	1	27	
構成比	18.5%	18.5%	7.4%	14.8%	37.0%	3.7%		100.0%

足利基署発 0526 第 1 号
令和 3 年 5 月 2 6 日

関係団体の長 殿

足利労働基準監督署長

労働災害防止対策の強化について（要請）

初夏の候 貴職には益々御清祥のことと御喜び申し上げます。

また、日頃より労働基準行政の運営とりわけ労働災害防止及び労働者の健康確保対策の推進に特段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や事業運営に係る対応等、大変、御苦勞されているところかと思えます。

足利労働基準監督署管内における令和 2 年の労働災害発生状況は 1 6 1 名と前年同期比 1 9 名の大幅な増加となり、災害の内容を見ると「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」といった在来型の災害に加えて、作業様態等が起因した「動作反動」による災害が多発しています。

また、業種別に見ると製造業のうち「食料品製造業」及び「輸送用機械器具製造業」において大幅な増加となり、さらに、第三次産業においても大幅な増加が認められ、中でも「社会福祉施設」における災害が前年と比較して約 2 倍の増加傾向となっているなど、極めて憂慮すべき状況となっています。

現下の厳しい状況ではありますが、労働災害はいかなる状況下においてもあってはならないものであり、さらに、管内における労働災害が増加傾向にあることから、貴団体において実施可能な労働災害防止活動を引き続き実施していただくとともに、別紙記の重点事項について、会員事業場へ周知いただき、労働災害防止活動に係る取組みが推進されますよう要請いたします。

1. 業種横断的な労働災害防止対策

全産業の被災労働者のうち、高年齢労働者（60歳以上）の災害が全体の3割以上と高い割合を占めており、特に、転倒災害においては、50歳以上の被災者が約62%を占めるなど、非常に高い割合を占めていることから、令和2年3月に新たに示された「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフリーガイドライン）」の関係事項を参考とするとともに、事業場の実態に即した高年齢労働者に対する災害防止対策の取組に努めること。

2. 業種別に応じた労働災害防止対策

（1）製造業対策

製造業における令和2年の労働災害は58名と対前年比で7名の大幅な増加となり、依然として、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」災害が約33%、さらに「転倒」災害も約2割を占め、これらの2つの事故の型で製造業の半数以上を占めている状況であることから、これらの現状を踏まえ、以下の事項について取組みに努めること。

- ① 機械設備等による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策について、引き続き、KY活や安全パトロールのほか、リスクアセスメント等の既存の安全衛生活動の取組を活用しつつ、ハード面及びソフト面の両面からの自主的な改善活動の展開に努めること。
- ② 「転倒」災害については、上記1の「高年齢労働者」対策に加えて、転倒災害防止対策に係るリーフレット等の内容を参考とし、就労者の年齢構成や業種、作業環境等の事業場の実態に即した対応を検討し、実効的な転倒災害防止対策の取組むこと。

（2）建設業対策

建設業における令和2年の労働災害は13名と対前年比で5名大幅な減少となりましたが、災害の内容を見ると「墜落・転落」による災害が約3分の1と依然として高い割合を占め、また、「飛来・落下」や「転倒」災害なども多く発生している状況にあることから、以下の事項について、取組みに努めること。

- ① 高所作業においては、安易な脚立、はしご等の使用を選定することなく手すり等の墜落防止措置を講じた安全な作業床を設置するとともに、手すり等の設置が困難な場所においては、親綱及び墜落制止用器具の確実な使用を徹底すること。
- ② 建設機械等の重機作業を行う際は、現場の実態や作業内容に即した安全な作業計画を定めること。また、当該計画作成について、作成の都度、関係作業者に周知徹底を図り、計画に基づく安全作業の徹底に努めること。
- ③ トラック等の荷台等における作業の際に、あおりが脱落するなどにより被災する災害が複数件発生していることから、あおり脱着等を行う際は安全確認を十分に行うとともに、複数名で行う際は、両者の合図や安全確認の徹底に努めること。

(3) 運送業対策

運送業（道路貨物・陸上貨物運送業等）における令和2年の労働災害は15名と対前年比で8名の大幅な減少となりましたが、災害の内容を見ると「墜落・転落」による災害は全体の2割を占め、その他、「転倒」、「動作の反動」、「交通事故」など、バラつきのある現状となっていますが、引き続き以下の事項について、取組みに努めること。

- ① 運送業における「墜落・転落」災害は、トラックの荷台上における荷役作業中の発生が多くを占めていることから、荷役作業時の墜落防止対策の徹底及び安全な昇降設備の備付と使用のほか、荷台上に上がらない作業方法（根本的なリスク低減）などについて、積極的な検討を行うなど「墜落・転落」災害の発生リスクの低減対策について、取り組むこと。
- ② 「転倒」災害や「動作の反動」による災害は、作業場所の整理整頓や周辺作業の確認等により、その発生を防げる災害が多くを占めていることから、基本的な5S活動（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）を実施するとともに、関係労働者に対して作業時における安全確認の徹底について、教育・指導を実施すること。

また、人力による荷役作業においては、人力による取扱重量を明確にするとともに、荷役運搬設備等の導入や作業方法の見直し等を検討し、重量物取扱作業時に無理な作業を行うことのないよう作業方法の改善に努めること。

(4) 第三次産業対策

第三次産業における令和2年の労働災害は75名（農林水含む）と対前年比で29名の大幅な増加となり、その中でも「商業」が19名、「社会福祉施設」が27名と、これらの二つの業種における災害が第三次産業全体の約6割を占めている状況です。

また、第三次産業の災害を事故の型別で見ると、特に「転倒」と「動作の反動」がそれぞれ21名と多発している状況にあり、これら「行動災害」が第三次産業における災害の56%と半数以上を占めていることから、以下の事項について取組みに努めること。

- ① 「転倒」災害については、上記1の「高年齢労働者」対策に重点を置きつつ、安全通路の明確化や段差等の改善、さらに、5S活動（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）等について、関係労働者に対する教育を徹底するなど行動災害の防止を図るとともに、職場巡視等の既存の安全活動を通じ作業環境の維持・改善についても務めること。
- ② 第三次産業における「動作の反動」による災害は、重量物の取り扱い時や不自然な姿勢の作業により身体の一部に負荷がかかり、腰部や下肢の一部を負傷した災害や「社会福祉施設」では介護作業の際に腰部を負傷する災害が多く発生しているため、それぞれの作業内容に応じた身体への負荷に配慮した作業方法の検討・見直しを行うとともに、作業前のラジオ体操、腰痛体操等の導入など、急激な動きによる負傷や腰痛の発生防止に努めること。

3. 熱中症防止対策の徹底

熱中症については、全国的に見ると多くの死亡災害が発生し、足利労働基準監督署管内で

も重篤な症状に至らないものの、熱中症災害が複数発生していることから、引き続き、関係労働者に対し、水分・塩分補給などの基本的な措置について教育・指導を行うとともに、事業者においては、作業管理、作業環境管理のほか労働者の健康管理を徹底に努めること。

4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組み

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、全国的な状況から職場内におけるクラスター事案も多発していることから、基本的な感染拡大防止に係る取組み状況の再点検を行うとともに、結果に基づく自主的な改善や好事例等の積極的な導入など、一層の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。

なお、点検の実施に当たっては、別添の「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」を活用すること。

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの‘場の切り替わり’や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

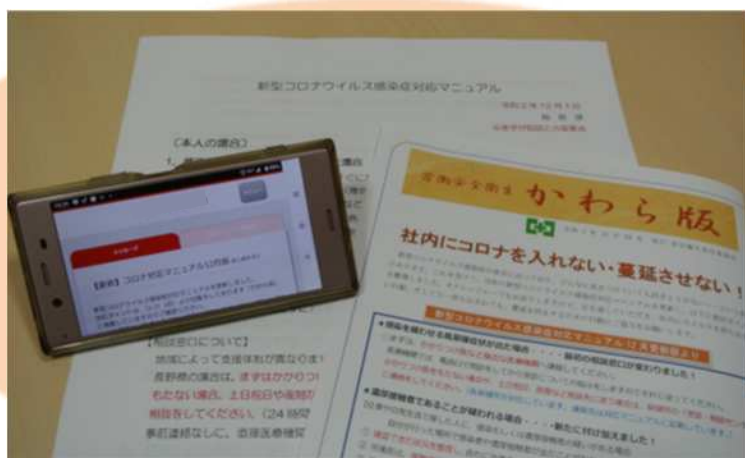
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。

[手順]

- ① 感染リスクのある社員の自宅待機
- ② 濃厚接触者の把握
- ③ 消毒
- ④ 関係先への通知など

手順全文は
(独) 労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。



サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

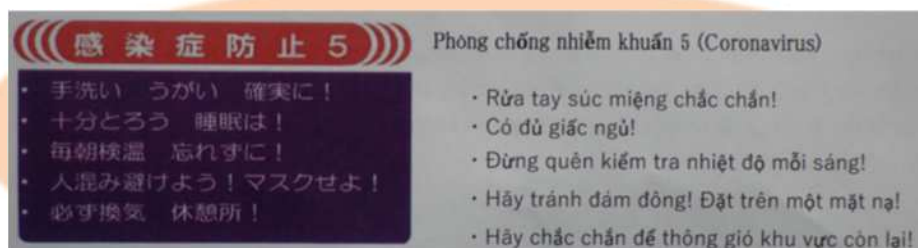
複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COOCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・就労時、屋内に入るときや会話をすると共に、症状がなくマスクの着用を求めている。	はい・いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
＜学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター＞

0120-60-3999